

平成29年度第1回総合教育会議

## 子どもの貧困対策について

- 1 就学援助制度について
- 2 SSW(スクールソーシャルワーカー)による支援について
- 3 地域における学習支援について
- 4 土曜学習の取組について
  - ①本市の取組状況

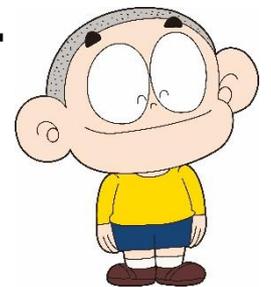
平成29年11月15日  
都城市教育委員会学校教育課

# 1 就学援助制度について

## ○就学援助の制度とは

経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とするものです。

生活保護受給者とそれに準ずる程度に困窮していると認めるものを対象にしています。



# 1 就学援助制度について

## ○就学援助の制度とは

### 準要保護の認定の目安

おおまかな目安となる所得基準額

4人世帯(父母30歳代、子2名小学生)の場合 約240万円

2人世帯(母30代、子1名小学生)の場合 約150万円

所得基準のほかに、家や車などの資産状況から不認定となることがあります。

※家族の年齢・構成が変わると需要額が増減するため、所得基準額はあくまでも目安です。

### 準要保護の認定方法

①資産(家・車など)を点数化し、基準を満たすか確認します。(別表1)

②《特別支援教育就学奨励費の需要額判定に用いる保護基準額等

早見表》(別表2)等を元に、世帯の需要額を算定します。

③税情報などから所得を確認します。

④①の基準を満たし、③の所得 $\leq$ ②の需要額となれば、認定となります。

### 例 4人世帯(父41歳、母39歳、長男14歳、長女8歳)の一月分の需要額

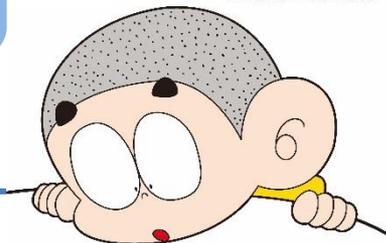
世帯状況			生活扶助基準					
生年月日	年齢	学年	個人の金額				世帯の金額	
			学校給食費	基準額	第1類	期末一時扶助		
S51. 10. 1	41		0	0	31,310	969	第2類	45,230
S53. 10. 1	39		0	0	33,020	969	地区別冬季加算	1,850
H15. 10. 1	14	中2	4,953	4,180	34,510	969	住宅扶助基準	8,000
H21. 10. 1	8	小2	4,207	2,150	27,940	969	需要額	201,226

別表2の  
基準で算定

# 1 就学援助制度について

## ○就学援助の制度とは

### 要保護・準要保護世帯が受給するもの



学校教育課が支給するものは青、保護課が支給するものは赤で記載しています。

分類	準要保護				要保護			
	費目	小・中の別	給与限度額	備考	費目	小・中の別	給与限度額	備考
学校でかかる費用	学用品費及び通学用品費	小学校第1学年	9,190円	定額	教育扶助 基準額	小学校	2,210円	定額
		小学校その他の学年	11,420円			中学校	4,290円	
		中学校第1学年	20,090円		教育扶助 教材費	小学校	必要額	必要な教材は実費を支給
		中学校その他の学年	22,320円			中学校	必要額	
	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	小学校	1,570円	限度額	教育扶助 学級費	小学校	670円	限度額
		中学校	2,270円			中学校	750円	
	校外活動費(宿泊を伴うもの)	小学校	3,620円	限度額	教育扶助 学習支援費	小学校	2,630円	定額
		中学校	6,100円			中学校	4,450円	
	修学旅行費	小学校	21,490円	平均 小17,751円 中57,109円	修学旅行費	小学校	21,490円	平均 小17,751円 中57,109円
		中学校	57,590円			中学校	57,590円	
体育実技用具費	中学校:柔道	7,510円	限度額					
	中学校:剣道	51,940円						
給食費	学校給食費 (都城・山之口・高城・山田・高崎学校給食センター)	小学校	222円	1食単価	教育扶助 給食費	小学校	4,000円	定額
		中学校	252円			中学校	4,500円	
新就学児童生徒に支給する費用	新入学児童生徒学用品費等	小学校	20,470円	定額 (当初認定者のみ)	一時扶助 入学準備金	小学校	40,600円	定額
		中学校	23,550円			中学校	47,400円	
医療費	学校保健安全法施行令で定められている、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病(以下の6つの疾病)の治療に係る医療費 1 トラコーマ及び結膜炎    2 白癬、疥癬及び膿疱疹    3 中耳炎 4 慢性副鼻腔炎及びアデノイド    5 う歯(歯周疾患を含む)    6 寄生虫病(中卵保有を含む)				学校保健安全法施行令で定められている、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病(左記参照)の治療に係る医療費は、就学援助の対象として、学校教育課が支給する。 上記以外の保険適用される医療費は保護課が支給する。 ※生活保護は「他法他施策の活用」の原則があるため、上記疾病のみ就学援助から支給している。			
その他	特に無し				日常生活に必要な費用として生活扶助、アパート等の家賃として住宅扶助、必要に応じて一時扶助等が世帯に支給される。			

# 1 就学援助制度について

## ○就学援助の状況について

別表1 就学援助認定基準  
(平成29年4月1日現在)

(1) 貸家

家賃60,000円以上は点数判定を行わずに却下。  
家賃45,000円以上60,000円未満は以下のとおり点数化する。

家賃	点数	家賃	点数	家賃	点数
45,000円～	1	51,000円～	13	57,000円～	43
47,000円～	3	53,000円～	21	59,000円～	57
49,000円～	7	55,000円～	31		

(2) 持家

4/1基準日で購入から1年経過していない場合は、金額の大小に関わらず点数判定を行わずに却下

1年以上経過している場合は、取得金額に応じて以下のとおり点数化したのち、経過年数×10点を減点する。

取得金額	点数	取得金額	点数	取得金額	点数
600万未満	0	1000万～	50	1500万～	100
600万～	10	1100万～	60	1600万～	110
700万～	20	1200万～	70	1700万～	120
800万～	30	1300万～	80		
900万～	40	1400万～	90		

(3) 自動車

取得金額150万円以上のものを審査対象とする。  
審査対象の自動車について、4/1基準日で取得から1年経過していない場合は、点数判定を行わずに却下。  
1年以上経過している場合は、取得金額から100万円引いた額について、10,000円毎に1点加し、経過年数×36点を減点する。  
ただし、経過年数4年以上の自動車については加しない。

(4) 家族構成

高校生以下の子一人につき5点を減点する。  
障害者一人につき10点を減点する。

(5) その他の財産

1,000,000円毎に10点を加点する。

(6) 状況点

民生委員や児童委員、学校の意見等を参考に5点以内の増減ができる。

以上6項目の合計点数によって以下のとおり世帯内の認定児童生徒数を決定する。

点数	認定児童生徒数
0	全員
1～10	3人
11～20	2人
21～30	1人
31～	0人

別表2 平成29年度特別支援教育奨励費の需要額判定に用いる保護基準額等早見表  
(平成24年末日現在)  
一部抜粋

都道府県区分 VI 地域区分 3-1

第I類(居宅)	
年齢	基準額
0～2	17,140
3～5	21,610
6～11	27,940
12～19	34,510
20～40	33,020
41～59	31,310
60～69	29,600
70以上	26,520

住宅扶助	
一律	8,000

期末一時扶助	
一律	969

生活扶助(第2類)		
世帯人員	基準額	冬季加算
1	35,610	1,054
2	39,420	1,367
3	43,700	1,629
4	45,230	1,850
5人以上 1人加算	360	67

教育扶助		
区分	小学校	中学校
基準額	2150	4180
給食費	4207	4953

別表3 生活保護基準表(平成29年4月時点)  
一部抜粋

教育扶助

	小学校	中学校
基準額	2,210	4,290
教材費	必要額	必要額
学級費	670以内	750以内
給食費	4,000	4,500
※給食費は平成20年度より旧市町統一		
学習支援費	2,630	4,450

一時扶助(表示金額以内)

入学準備金	一時扶助(表示金額以内)	
	小学校	中学校
	40,600	47,400
	高等学校等	63,200

## 2 SSW(スクールソーシャルワーカー)による支援について

### ○ SSW配置のねらいとは

児童生徒の抱える問題は**複雑化・多様化**し、学校だけでの対応では解決が難しいものもある。

そこで、教育に加え**福祉等の専門的な知識やスキル**を有する専門家をSSWとして学校等へ派遣し、児童生徒の環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして問題の解決を図る。

## 2 SSW(スクールソーシャルワーカー)による支援について

### ○ SSWはどんな人たちなのか

県では、次のいずれかに該当する方を選定し、各教育事務所へ配置

- ① **社会福祉士**や**精神保健福祉士**等の資格を有する方
- ② 教育や福祉の分野において活動実績がある方

## 2 SSW(スクールソーシャルワーカー)による支援について

### ○ SSWはどんなことをするのか

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた**環境への働きかけ**
- ・ 関係機関との**ネットワーク**の構築、連携・調整
- ・ 学校内における**チーム体制**の構築、支援
- ・ **保護者**、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・ **教職員**への研修活動

## 2 SSW(スクールソーシャルワーカー)による支援について

### ○ SSWとSC(スクールカウンセラー)との違いは何か

#### SC(スクールカウンセラー)

SCは臨床心理士等の心の専門家であり、本人の抱える心の問題を直接カウンセリングして改善・解決していく役割

#### SSW(スクールソーシャルワーカー)

SSWは児童生徒の置かれている環境(家庭や地域、学校)の改善に向けての**関係者・関係機関**への働きかけや、**支援のネットワーク**を築く福祉の**専門家**

## 2 SSW(スクールソーシャルワーカー)による支援について

### ○ SSW活用の流れや活用ケース

#### 【基本的な流れ】

各小中学校→市町村教委→各教育事務所

※要請の決定は**学校長**が行う。

#### 【活用ケース】

不登校、いじめ、暴力行為、児童虐待、友人関係  
家庭環境の問題、発達障がい等の問題、貧困 等

※現状としては、**不登校**への対応が最も多い。

## 2 SSW(スクールソーシャルワーカー)による支援について

### ○ SSWの具体的な活動内容(一日の流れ)

#### 【朝】

保護者からの相談(起きない、登校渋り)  
家庭訪問(登校の支度、登校への付き添い) 等

#### 【日中】

保護者への連絡 児童生徒の観察 学校での打合せ・相談  
新規案件の受付 関係機関との連絡・調整・相談  
教育事務所・教育委員会での情報交換 提出資料作成 等

#### 【夕方～夜】

保護者との面談 学校での打合せ・相談  
家庭訪問 等

## 2 SSW(スクールソーシャルワーカー)による支援について

### ○ SSWと関係機関との連携

#### 【連携できる社会資源等】

- 1 **福祉** 児童相談所 民生委員
- 2 **保健** 保健所 精神保健福祉センター
- 3 **自治体** 教育委員会 子ども課 福祉課
- 4 **警察** スクールサポーター
- 5 **医療** ケースワーカー

支援を進める上で、各機関との**円滑な連携**が重要なポイントである。

## 2 SSW(スクールソーシャルワーカー)による支援について

### ○ SSWの支援における現状(まとめ)

児童生徒の抱える問題は**複雑化・多様化**し、学校だけの対応では解決が困難な事案が増加

↓ そこで、

個別の対応や関係機関との連携が必要

↓ しかし、

●問題(依頼件数)が増加しており、現状のままでは十分な支援が行き届かなくことが懸念される。

## 2 SSW(スクールソーシャルワーカー)による支援について

### ○ 課題解決に向けての対応案について

- 一人ひとりの児童生徒に寄り添った環境の整備のために「市スクールソーシャルワーカー」を配置してはどうか

#### <業務内容>

- 電話相談や窓口相談対応、関係機関とのケース会議への参加
- 保護者、学校、関係機関との連携を図る
- 学校(担任)への具体的アドバイスを行う

### 【対応案における効果について】

- 問題を抱える児童生徒がおかれた環境への支援体制の強化



- ◎ 複雑化する児童生徒の個々のケースへの早期対応、未然防止
- ◎ 学校(担任等)の負担軽減

## 3 地域における学習支援について

### ○学校運営協議会の取組について

#### ■学校運営協議会の意見を生かした特色ある学習支援の取組例

地区名	取組内容
五十市小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○読み聞かせボランティア「エプロン帯」</li> <li>○米づくりの準備(田んぼの提供、米づくり指導及び管理)</li> </ul>
川東小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○川東小応援団「やまももの会」を結成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種学習支援、読み語り、登下校見守り</li> </ul> </li> </ul>
庄内小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ビオトープ再生支援活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>・県環境アドバイザーの指導・支援も受け、修繕した。</li> </ul> </li> </ul>
庄内中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庄内地区学校支援本部事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季補充学習アシスタント(庄内中出身大学生に依頼)</li> <li>・庄内地区教職員地域巡見(地域の歴史等巡回講義)</li> </ul> </li> </ul>
中郷中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校支援ボランティアの会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域在住の各界の専門家を講師に招いたキャリア教育</li> <li>・11月のキャリアウィークに、福祉体験活動の講師を依頼</li> </ul> </li> </ul>

## 3 地域における学習支援について

### ○南九州大学のボランティアによる学校での補充学習への支援

■大学との連携を図り、子どもたちへの補充学習等の支援を行っている学校

地区名	取組内容
明道小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木曜日に「パワーアップタイム」の時間を設定</li> <li>○学生ボランティアが参加し、基礎基本の定着を図る。</li> <li>○学校運営協議会委員として、南九州大学の宮内教授に入っただき、大学との連携を図っている。</li> </ul>
祝吉小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1・2年生は火曜日午後20分間、3年生以上は毎月1回1コマ。</li> <li>○学生ボランティアが参加し、算数等の習熟及び補充指導を行う。</li> <li>○南九州大学の研究サークルと連携をとり、学校の先生方とともに指導にあたっている。</li> </ul>
富吉小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主に3年生を中心に、1日の学校生活に学生が入り、授業中の学習支援をしたり、昼休みに一緒に遊んだりしている。</li> <li>○学生さんにとっては、自分の研究にも生かしており、学生さんにとっても、学校にとってもメリットがある。</li> </ul>

## 4 土曜学習の取組について

### ①本市の取組状況について

7つの小・中学校区で、学校運営協議会のほか、地区社教などが中心となり実施している。

	地区名	開始年度	対象学年	実施日	時間	主催・共催
1	山田中学校区	平成26年度	・中学生	毎週火曜日	19:00-20:30	・山田地区社教
2	高城中学校区	平成26年度	・中学生	毎週土曜日	午前中	・学校運営協議会
3	沖水中学校区	平成27年度	・小学6年生 ・中学生	毎週土曜日	9:30-11:30	・学校運営協議会 (H28まで) ・退職校長会
4	祝吉小学校区	平成27年度	・祝吉小学校 5・6年生	毎週土曜日	午前中	・社会福祉協議会 まりあ
5	姫城中学校区	平成28年度	・小学 5・6年生 ・中学生	第1・第3 土曜日	9:30-11:30	・まちづくり協議会 (教育文化部会) ・姫城地区社教 ・姫城中校区 学校運営協議会
6	五十市中学校区	平成28年度	・中学生	第1・第3 土曜日	9:30-11:30	・五十市地区社教
7	山之口中学校区	平成29年度 2学期から	・小学生	土曜日	午前中	・学校運営協議会